

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額の使用期限 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モルディブ	食糧援助に関する日本国政府とモルディブ共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に關連して行われる小麦粉及びその輸送に必要な役務の供与	230,000千円 H20. 3.31まで	H20. 2.27 コロンボ (スリランカ)で (同日)	日本側 荒木喜代志在モルディブ大使(スリランカにて兼轄) モルディブ側 アリ・フセイン・ディエイ・アリ・フセイン・カモルディブ高等弁務官	H20. 3.11 152号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
 (注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、_____と記している。
 (注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
 (注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。